

第百十一号議案

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例（令和二年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）附則第一条の二第一項」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第三号」に改め、同条第二号中「法」を「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）」に改める。

第三条第二項中「第二条第六号」を「第二条第七号」に、「同条第七号」を「同条第八号」に改める。

第四条第一項中「予防」の下に「及び感染の拡大の防止」を加える。

第五条第二項中「（平成十年法律第百十四号）」を削る。

第十一条第二項中「知事は、」の下に「法第三十一条の六第一項若しくは第二項の規定による要請若しくは同条第三項の規定による命令又は」を加え、「要請又は同条第三項の指示」を「規定による要請若しくは同条第三項の規定による命令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律(令和三年法律第五号)の施行による新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の改正等に伴い、規定を整備する必要がある。